

第 2 次北秋田市総合計画 (素案)

平成 2 7 年 7 月

北 秋 田 市

目 次

序 論

1. 趣旨
2. 構成と期間
3. 計画の進行管理

基本構想

1. 基本理念
2. 将来都市像（目指すまちの姿）
3. 目標人口
4. 将来都市像の実現に向けた施策の大綱（政策分野別方向性）

基本計画

1. 施策の大綱一覧
2. 重点プロジェクト ※総合戦略策定の中で調整予定
 - （1）地方版総合戦略における基本目標
 - （2）その他重点プロジェクト
3. 施策別方針

序 論

1. 趣旨

本市では、長期的展望をもつ計画的・効率的な行政運営の指針として北秋田市総合計画（平成 18～平成 27 年度）を策定し、将来像である「自然」「ひと」が調和し、活気とぬくもりのある交流都市を実現するため、各種施策や事業を推進してきました。

この間、本市を取り巻く情勢は大きく変化し、本市においても少子高齢化の進展による人口の減少が加速的に進み、それに伴う経済規模の縮小や地域活力の低下など、社会経済環境に大きな影響を及ぼしております。また、地方分権の推進により、地方公共団体の果たす役割への期待と市民との協働に対する重要性が増すとともに、行財政運営の再構築が求められる状況にあります。

このようなことから、将来予測に基づき、今後目指すべき市の将来像を描き、その達成のために取り組む施策の体系と執行体制を明確にするため、第 2 次北秋田市総合計画（以下「第 2 次総合計画」）を策定します。

2. 構成と期間

第 2 次総合計画は、市の将来ビジョンを示した「基本構想」と政策のプログラムを示す「基本計画」による構成を基本とします。なお、計画期間や計画の構成については、社会情勢や審議の状況により柔軟に設定するものとします。

（1）基本構想

基本構想は、市政運営の根幹をなすもので、基本理念、将来都市像、将来人口など目標指標及び市の将来都市像の実現に向けた施策の大綱から構成します。

基本構想期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

（2）基本計画（前期・後期）

基本計画は、「基本構想」を具現化し、本市が目指す将来像の実現のために必要な施策や課題、基本的な方向を体系的に整理し、計画期間内の政策のプログラムを示すものです。

基本計画は、前期と後期からなり、前期の計画期間は、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間とし、後期の計画期間は、平成 33 年度から平成 37 年度までの 5 年間とします。

（3）実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策を効果的に実施するための具体的な事業を明らかにするもので、毎年度の予算要求の指針となるものです。計画期間は、3

年間とし、社会情勢の変化や市民ニーズへの対応などを考慮しながら、毎年度見直しを行います。

3. 計画の進行管理

本計画においては、基本構想において人口目標を掲げるとともに、各施策に成果指標を掲げることとしており、行政評価制度等を活用しながら進行管理を行うことで、評価の客観性と透明性を高めるとともに、市民視点での評価結果を行政運営に活かしていくこととします。

基本構想

1. 基本理念

- ・ 健康で しごとにはげむ 活力のあるまちづくり
- ・ お互いが 尊敬し支えあう 明るいまちづくり
- ・ 命のたいせつさを学び 文化をはぐくむ 豊かなまちづくり
- ・ 自然を愛し 環境をととのえる 美しいまちづくり
- ・ みんなで 力をあわせる 住みよいまちづくり

～ 北秋田市民憲章 ～

< 前文 >

わたくしたちは 豊かな自然と ひとが調和し

活気とぬくもりのある 北秋田市民であることに 自覚と誇りを持ちます

わたくしたちは 歴史と伝統を受けつぎ

より豊かで住みよい 北秋田市の創造をめざし この市民憲章を定めます

< 主文 >

健康で しごとにはげみ 活力のあるまちをつくります

お互いが 尊敬し支えあい 明るいまちをつくります

命のたいせつさを学び 文化をはぐくみ 豊かなまちをつくります

自然を愛し 環境をととのえ 美しいまちをつくります

みんなで 力をあわせ 住みよいまちをつくります

2. 将来都市像（目指すまちの姿）

基本理念のまちづくりを推進するにあたり、基本構想期間である平成 37 年度（2016 年度）に目指すまちの姿として、以下を掲げます。

住民が主役の” もり ” のまち

～ 森吉山などの自然を活かし、ぬくもりや見まもりで地域をもり上げる～

北秋田市は、『森』吉山を始めとする自然資源の豊富さ（県内一の『森』林面積）があり、市内全域が積雪寒冷地域および豪雪地帯に指定されるほど、雪が積『もる』市でもあります。平成 26 年 2 月に実施した市民意識調査においても、北秋田市の良さとして残したいところ（良いところ、好きなところ、愛着がもてる場所）として、「自然」「森吉山」という意見が数多く寄せられています。

このような市の特性・特徴を踏まえて、森吉山や雪等の自然資源を最大限に活かしながら、今後最重要課題として考えられる人口減少抑制に向けて、住民を主役に、住民相互のぬく『もり』や見ま『もり』を大事にし、地域全体を『もり』上げることを目指します。そして、このまちの姿の達成に向けて、以下を重点として取り組むこととします。

① 森吉山や雪等の自然と上手く暮らす、活用する

北秋田市の土や水といった自然資源を活かして、主要作目の米に限らず重点推奨作物の生産拡大を図るとともに、その後の加工・流通・販売においても付加価値を高める取組を推進し、農業経営の安定化及び所得向上に努めていきます。また森吉山については、観光客に樹氷・ゴンドラ等で雪に親しんでいただき、北秋田市における滞留型観光を推進していきます。

雪の対策については、ぬくもりや見守りによる住民間の除雪協力を推進しつつ、冬期間のみ雪で生活が困らない場合に移り住む「冬季居住」について検討を加えていくこと等により自然と上手く暮らせるようにしていきます。

② 市民交流を進め、地域の支えあい及び賑わいを創出する

（仮称）北秋田市生涯学習交流施設の利活用を始めとした様々な機会を通じて市民相互の交流を進めて人々のぬくもりの輪を広げていき、子どもや高齢者の見守りなど地域の支えあいをより強めていくとともに、賑わいを創出して地域を盛り上げていきます。

また、すでに本市に転入されている移住者の方々から発想をいただきながら、都市部からの移住を促進するとともに、雇用創出を進め、大学等への進学で一度市外に転出した若者のUターンなどを促進して人口減の抑制を図り、まちを盛り上げていきます。

3. 目標人口

本市は、平成 17 年 3 月に 4 町が合併し「北秋田市」として誕生しましたが、全国的な少子高齢化による人口構造の変化や、地域経済の低迷などにより人口は減少傾向が続き、平成 22 年国勢調査時点での人口は 36,387 人で、合併後の平成 17 年国勢調査時点の 40,049 人から 3,662 人減少しています。また、65 歳以上の高齢化率が 36.4%となり、秋田県平均の 29.6%を大きく上回る一方で、年少人口と生産年齢人口の減少率が大きく、少子高齢化の進行が顕著となっています。

こうした中、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）」では、平成 32 年の本市の人口は 29,765 人で高齢化率が 40.9%に、平成 52 年には人口が 18,630 人で現在の約半数になるとともに、高齢化率が 49.9%と、2 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると推計されてい

ます。

定住促進に関する本市の課題は雇用・住宅・子育て支援等多岐にわたりますが、これらの課題に対応し、人口減少を抑制させることを目指し、人口目標を以下のとおり定めます。

	推計人口	目標人口
平成32年（2020年）	29,765人	29,956人
平成37年（2025年）	26,686人	27,018人

4. 将来都市像の実現に向けた施策の大綱（政策分野別方向性）

将来都市像（目指すまちの姿）実現にあたっては最重点分野のみならず市政全般での取組も必要であり、この市政全般の取組に向けての政策分野として、基本理念に基づく5分野を設定し今後のまちづくりを進めていくこととします。

（1）健康・産業分野

＜基本理念1：健康で しごとにはげむ 活力のあるまちづくり＞

仕事を頑張るためには、心身の健康は重要な要素です。市民一人ひとりが自発的に、自分に合わせた健康づくりに取り組み、健康寿命を延伸させることで、生涯を通じて健やかで心豊かに生活することができる体制づくりに努めます。また、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるように、北秋田市民病院を中心とした地域医療連携型医療の確立を目指します。

仕事の場の創出については、地域の特性を活かした商工業の振興や滞在型観光の推進を図るとともに、農業については意欲のある担い手を支援することで、経営の安定性、生産性の向上に努めるとともに、農商工連携や地産地消の拡大による農業振興を図ります。

（2）福祉分野

＜基本理念2：お互いが 尊敬し支えあう 明るいまちづくり＞

誰もが明るく健やかに暮らすためには、共助としての地域におけるお互いの助けあいと、公助としての福祉施策がバランスよく機能することが重要です。

少子高齢化や核家族化の進展などにより地域におけるつながりが希薄になる等社会環境が変化してきたことから、それぞれの地域においてこれまで進められてきた支えあいや助けあいの地域のコミュニティ活動に対する積極的な支援を行い、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域福祉の強化に努めます。

（３）子育て・教育分野

＜基本理念３：命のたいせつさを学び 文化をはぐくむ 豊かなまちづくり＞

心豊かな人を育成するため、子どもを安心して生み育てることができる環境を充実させるとともに、未来を担う子どもたちが心豊かでたくましく一人の自立した人間として育つよう特色ある学校づくりを進めます。

また、伊勢堂岱遺跡の保護と活用等地域固有の伝統文化を未来へ継承するとともに、芸術文化活動を支援し、生涯を通じて学ぶことができる環境を提供します。

さらに、健康の保持・増進を図るための生涯スポーツの普及からスポーツ競技力の向上に至るまで、すべての市民が日常的にスポーツに取り組み、心身ともに健康に暮らせるまちづくりに努めます。

（４）環境・都市基盤分野

＜基本理念４：自然を愛し 環境をととのえる 美しいまちづくり＞

自然環境の保全や循環型社会の構築は、現在の私達だけではなく次世代を生きる子ども達にとっても重要です。そのため、本市の恵まれた自然環境を後世に伝えるため森林・河川環境の保全に努めるとともに、環境問題への対応としてリサイクル体制の確立と省エネ・再生可能エネルギーの推進に努めます。

また、快適な都市環境を整備するため、公共交通、道路、公園、上下水道などの都市基盤施設の適切な維持管理と機能強化に努めます。

（５）市民生活（安全・安心等）・行財政分野

＜基本理念５：みんなで 力をあわせる 住みよいまちづくり＞

住みよいまちづくりに向けては、行政のみならず家庭・地域・NPO等の協力は不可欠です。地域の身近な場所で安全・安心を支える消防団や自主防災組織などの防災ボランティア団体、市民が主体となった防犯ボランティアや通学路の見守り活動等、地域における防災や防犯などの活動の支援に努め、安全・安心のまちづくりを目指します。

また、行政としても限られた財源・職員を効果的・効率的に活用するとともに、新たな財源確保を図るなど一層の行財政改革を行うことにより、時代のニーズに合った行政経営を推進します。

基本計画

1. 施策の大綱一覧

将来像	基本理念	政策分野	施策
住民が主役の”もり”のまち くぬくもり、見まもりで地域をもり上げる	1 健康でしごとにはげむ活力のあるまちづくり	健康・産業分野	1 地域医療の充実
			2 健康づくりの推進
			3 農業・畜産業の振興
			4 林業の振興
			5 商業の振興
			6 観光・レクリエーションの振興
			7 工業の振興
	2 お互いが尊敬し 支えあう 明るいまちづくり	福祉分野	1 地域コミュニティの推進・地域自治の体制確立
			2 地域福祉の充実
			3 高齢者福祉の充実
			4 障がい者福祉の充実
	3 命のたいせつさを学び文化をはぐくむ豊かなまちづくり	子育て・教育分野	1 安心して結婚・出産・子育てできる環境の充実
			2 学校教育の充実
			3 生涯学習の充実
			4 芸術・文化の継承と振興
			5 スポーツの振興
	4 自然を愛し環境をととのえる美しいまちづくり	環境・都市基盤分野	1 ごみの減量化と適正な処理
			2 地球温暖化対策の推進
			3 道路網の充実
			4 住環境の整備
			5 雪対策の充実
			6 下水道等の整備
			7 上水道・簡易水道の整備

将来像	基本理念	政策分野	施策
	5 みんなで力をあわせる 住みよいまちづくり	市民生活 (安全・安心等)・ 行財政分野	8 公共交通の維持・確保
			1 地域防災体制の充実
			2 消防・救急体制の充実
			3 交通安全の推進・防犯体制の強化
			4 消費者トラブル
			5 男女共同参画社会の実現
			6 移住定住の促進
			7 行財政改革の推進